

【農政部】

一 「新たな食料・農業・農村基本計画」について

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、施策の基本理念と実現を図るため、概ね 5 年ごとに変更している。国は、現行の基本計画が平成 17 年に策定してから約 4 年が経過したため、新たな基本計画の検討を始めている。

まず、新たな基本計画の検討にあたっての認識等について伺う。

問1 農業・農村の現状について

農林水産省が昨年 12 月に公表した資料によると、この新しい基本計画の見直しにあたり「食料・農業・農村は厳しい事態に直面している」との現状認識を示しており、具体的には、1)食料供給に関する国民の不安の増大、2)国内農業の脆弱化、3)農村地域の活力の一層の低下、などを指摘している。

なぜこのように農業が脆弱化したのか、農村地域の活力がなくなったのか、などと言った原因の分析をしっかりと行う必要があると思う。道としては、今の農業・農村のおかれている現状とその原因についての認識を伺う。

答1 農地は、不在地主の増加などにより耕作放棄地が増加している。また、担い手への農地の集積が伸び悩む一方で、新規就農も進まず高齢化が深刻化するなど、農地法がめざす効率的かつ安定的な農業構造は確立されていない現状だ。

さらに、農村地域では道路や情報通信基盤などのインフラ整備が遅れており、過疎化や高齢化が進行し、活力が低下していると認識している。

問2 一般企業の参入について

先日閣議決定した農地法の改正原案では、「農地の効率的な利用を促進する」という美名のもとで、農業法人以外の企業の参入を認め、農地の賃貸借期間も 20 年から 50 年に延長することとしている。従来の農地の耕作者主義が大きく転換される、極めて大きな事態だ。もし、一般企業が参入すれば、効率が良い優良農地は企業に占有され、その地域には、家族農業者がいなくなり、地域が崩壊してしまうと思うが、このような農地法の改正についての北海道としての見解を求める。

答2 賃借については農業生産法人以外の法人による権利所得が可能とされたところだ。

しかしながら、農業委員会が農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると判断した場合には、許可できないと規定が設けられており、具体的には担い手への利用集積などとの整合性を図ることが必要とされたことから、それぞれの地域の実情や取り組みに応じた農地の利用が図られるものと考えている。

問3 食料自給率について

新たな基本計画の策定に向けてでは、10年後のカロリーベースの食料自給率を現在の39%から50%とイメージしているが、この数値は、国民一人あたりのカロリー消費を2,551kcalから2,480kcalに引き下げて、つじつまを合わせていると指摘せざるを得ない。自給率向上に向けたプロセスや目標などを明確に示すべきと思うが、見解を伺う。

答3 国は、食料・農業・農村基本計画の見直しの中で、国民が安心して生活できるよう食料自給率の向上に向けて検討を始めたところだ。

その実現を図るためには、国内農業の食料供給力の強化を図るとともに、米を中心とした日本型食生活の普及推進など、消費の面から取り組みをこれまで以上に進めることが重要であり、新たな基本計画の策定にあたっては、小麦や大豆などの生産拡大に加え、油脂の消費抑制や食品廃棄の削減など食料自給率の向上に向けた詳細な検討を行い、自給率の目標と併せて具体的な取り組み内容や工程を明示していくことが必要だ。

問4 食料自給率の向上対策について

道は、平成18年3月に策定した、第3期北海道農業・農村振興推進計画では、平成27年における北海道における自給率の目標を242%としているが、その目標達成のためには、具体的にどのような政策展開をしようとしているのか、伺う。

答4 食料自給率は、国内の農業生産の状況だけでなく、食料消費にも大きく左右されることから、生産と消費の両面にわたり様々な取り組みを進めていくことが重要である。

このため道としては、需要に応じた農業生産の拡大を基本に

- ・生産性の向上に向けた新たな技術の開発・普及
- ・耕作放棄地の発生防止や解消など効率的な農地の利用
- ・放牧や資材用とうもろこし導入などによる食料自給率の向上

などに取り組むほか、米全体の需要の拡大や道産農畜産物の消費拡大、さらには、食育・地産地消を進める「愛食運動」の取り組みなどを強力に展開し、本道の食料自給率の達成に向けて関係団体と取り組んでいく。

問5 試験研究機関の独立法人化について

自給率を高めるためには、研究目標に則した技術開発を進めるとともに、生産技術体系の確立や普及が求められている。

北海道では、試験研究機関の独立行政法人化を進めているが、農業部門においてはより技術の革新と研究が求められ、その技術を広く農家に普及するための農業改良普及所の存在も重要になると思う。独立行政法人化問題については、このような時代の要請に適応した研究ができるかどうか疑問だ。その見解を伺う。

答5 道立農業試験場は、これまでも優良品種や新技術の開発などを通じて北海道農業の発展

に寄与しており、これからもその役割を果たすことが重要だ。

また、より安全・安心な食品づくりや農産物の高付加価値化、環境と調和した農業の推進などが求められており、幅広いニーズに的確・迅速に対応した試験研究が必要となっている。

このため、現在進めている独立行政法人の制度設計や道が法人に示す中期目標の中にもこうした役割や機能が明確に位置づけられるよう協議していく。

問6 普及指導員の農家指導について

普及員についても新たな技術の普及という意味では、とても必要だ。最近、農家の皆さんからは、普及員の指導が減っているとの指摘もある。普及員の定数割れが農家指導を減少しているのではないかと思うが、道の対応を伺う。

答6 農業改良普及センターは、地域に密着した活動を行う地域班と高度で専門的な活動を行う広域班が連携を図りながら、地域支援を推進しているところだ。

しかし、普及指導員の資格取得では一定期間以上の実務経験が必要となったことから、新規採用者の確保が困難な状況にあり、相当数の欠員が生じている現状だ。

道としては、地域班と広域班が相互に連携・補完して、より効率的な普及活動を推進し、地域における営農指導活動に支障をきたさないようにしていきたい。

二 農家の経営安定化対策について

問1 水田・畑作経営所得安定対策に係る評価と認識について

国では、戦後農政の大転換として、一昨年から「品目横断的経営安定対策」、昨年からは「水田・畑作経営所得安定対策」と名称を変えて進めているが、農家の皆さんからは、この制度が導入されてから農家所得が大幅に減った。特に、昨年は例年よりも豊作だったにもかかわらず、増収に対して所得が増えでない実態がある。

私は、平成19年第3回定例会の予算特別委員会において、この対策に対する仕組みと評価について質問した。道からは、「豊作時の反収の伸びが、即、交付金の増加に結びつかないことはやむを得ない」との見解を示し、さらに「専門的な農家に支援を集中していくことに対して、農業者から一定の理解が得られているものと認識している」との答弁であり、私の認識と大きな乖離^{かいり}があることが判明した。

その評価と認識は、今も変わっていないのか、伺う。

答1 この制度は平成19年度から導入されたが、その初年度から様々な意見が出され、国に見直しを求め、市町村特認制度の創設や申請事務の簡素化、先進的小麦生産等支援事業などが新たに措置されたところだ。

専門的農家を対象とする本対策を基本とした、担い手の経営安定のための充実に向け、取り組んでいきたい。

問2 輪作体系について

この制度が導入され、過去実績があれば、固定払いを受けることができ、その結果、肥料高騰の折、一番肥料が必要なビートの作付けが減り、カボチャなどの野菜が増えている。このことは、北海道の輪作体系が崩れ、北海道農業についても決して良いことではないのではないか。輪作体系が崩れていくことに対し、どのような認識を持っているか、伺う。

答2 畑作農業が持続的に発展するためには、連作障害の回避や災害等の危険分散などに効果的とされる「輪作」を基本に、需要の動向に即した計画的な作付けを行い、消費者の流通・加工業者のニーズに的確に応えることが重要と考えている。

このため、道としては、「てん菜」や「小麦」など主要な畑作物について、毎年作付指導の考え方を示した指針を通知し、計画的な生産を推進してきたところだ。

さらに、21年産から野菜についても「にんじん」など11品目の作付指標を設定し、需要に応じた計画的生産の推進を図っている。

問3 水田・畑作経営所得安定対策の見直しについて

平成19年度から導入されたこの制度も、今年の平成21年度で3年が経過する。つまり、今年が見直しの時期と認識するが、どのような見直しになるのか伺う。また、この際、農家の皆さんから様々な問題が提起されており、北海道農業を守るためにも、大幅な制度見直しを国に求めるべきと思うが、見解を伺う。

答3 過去実績に基づき支払われる固定払い（緑ゲタ）については、面積あたりの単価や基準期間は固定する必要があり、成績払い（黄ゲタ）は毎年の生産性や品質の状況に応じて算定すべきだが3年間は固定されており、22年度の単価については見直しが行われるものと考えているところだ。

また、昨年から農協関係者との見直しに向けた意見交換において

- ・過去の生産実績について、農地の移動に伴い自動的に移るルール化が必要
 - ・固定払いについて、小麦の面積当たり単価の単収が近年の向上を反映していない
 - ・成績払いについて、資材価格高騰に伴う経営費の上昇がカバーされていない
- などの意見が出され、今後国に対して積極的に提言していく。

三 担い手対策について

問1 新規就農者数の推移について

北海道の農家戸数は、大規模化という国の政策誘導もあり、昭和60年で10万戸、平成19年では半数以下の48,000戸となり、22年間で52,000戸減少し、年間2,300戸のペースで減っている計算になる。このままのペースで減少すれば、あと20年後の農家戸数は僅か2,000戸になるのではと危惧している。

そこでお伺いするが、ここ数年間の新規就農者推移はどうなっているか。その内、農家後継者はどの程度か、伺う。

答1 新規就農者数は、毎年概ね 700 名前後で推移しており、その内、農家後継者の就農について、平成 19 年度では学卒後直ぐに就農した者が 298 名、U ターン就農者が 264 名で、全体の 9 割を占めている。

問2 農家後継者の確保について

なぜ、農家後継者がこれほどまでに新規就農できなくなったのか、その理由をどのように認識しているのかを伺う。

答2 農家の後継者のうち、学校を卒業して直ぐに就農する人数が減り、U ターンして就農する人数の割合が高まっているところだが、依然として、離農の多くの理由が後継者問題であることから、農家の跡継ぎが十分に確保できていない状況だ。

農家の後継者不足が生じている事由としては、農家を続ける中での安定した所得の確保や農業の先行き不安感などが影響しているものと考えられる。

問3 農家後継者への対策について

北海道の農業を守るためには、新規就農者対策は極めて重要な課題と認識している。現在、担い手育成や確保に向けた対策は、様々なかたちで支援しているが、農業と言う土地や機械、さらには専門的な技術や知識が必要な産業は、簡単に参入しづらい分野であり、私は、農家後継者が親の背中を見て農業を引き継げるような仕組みを作ることが、もっとも効果的な担い手育成の対策になると思うが、その見解を伺う。

答3 高齢化の進行や農家戸数が減少する中で、本道農業の持続的発展を図っていくためには、新規就農者をはじめ、担い手の育成、確保が課題となっており、中でも農家後継者の確保はより重要と考えている。

このため道としては、技術の習得や優れた経営感覚を身につけるための実践的な研修を道立農業大学校や花・野菜技術センターで実施しているおり、今後とも担い手のための経営対策の充実を図る事が必要と思っている。

問4 農家後継者に対する支援について

現在の支援の仕組みの中で、新規就農者に対する就農支援金貸付制度があるが、この制度では親元での研修に対する支援や親の農業を継承するときの償還免除制度などでは、新規参入者と農家後継者では大きな差がある。私は、農家後継者をもっと新規就農者として農業に従事してほしいと思っており、このような仕組みを充実するべきと思うが、道としての見解を伺う。

答4 道では、農外からの円滑な就農の促進や後継者の専門的な技術・知識を身につけるための研修への取り組みを促すため、就農支援金の受取者に対し借入金の一部又は全部につ

いて償還免除を実施しており、特に農外からの新規参入者については、農地や農業機械などの新たな資本整備が必要になることから、農業後継者よりも免除限度額を高く設定しているところだ。

四 耕作放棄地実態調査について

問1 実態調査の状況について

昨年(平成20年)の第2回定例会でも質問し、「平成17年度の農林業センサスで19,400ha、全耕作地面積の2%で5年前に比べ4,000ha増加している」との答弁がされた。

そして、その実態を把握するため、全筆調査を昨年8月から9月にかけて各市町村が実施し、11月末にはその結果が道に報告されたはずであるが、どのような結果であったか伺う。

答1 平成21年2月末現在で、道内180市町村のうち、明らかに耕作放棄地がないとする3市町村を除く、177市町村で調査が実施され、そのうち、約90%に当たる165市町村から報告を受けているところだ。

このうち、すべての耕作放棄地について、一筆ごとに調査が完了したと報告を受けているのは、約40%の71市町村となっている。

問2 調査の遅れの背景について

耕作放棄地が増えた背景には、多様な農業を認めてこなかった国の政策に問題があるのではないかと伺う。また、市町村でその調査が進まないのは、実態は耕作放棄されているものの、その農地に産地づくり交付金や中山間地域等直接支払制度などの国の補助金が入っているため、耕作放棄と言えない状況になっているのではないかと伺う。報告が遅れている背景について伺う。

答2 昨年は3年に一度の農業委員の統一選挙があり、実質的な調査の開始が、委員改選後の秋以降となったこと、また、降雪期に入り現地での調査や農地・非農地の判断が困難となったことなどにより、市町村の調査が遅れたことに加え、市町村からの報告のあった調査制度にバツキがあることから、道としてのとりまとめが遅れたものと判断している。

五 農業振興について

問1 夢と希望を持てる農業政策について

今までいろいろと議論させていただいた。

将来に夢と希望を持って農業に挑戦しようという担い手を確保するためにも、北海道の基幹産業である第1次産業が活性化するためにも、農業所得が確保されなければならない。

北海道農業が未来ある産業にするための決意も含めて、部長に伺う。

答1 北海道を元気にするには、食品加工や観光との結びつきが強く、地域の基幹産業でもある農業の更なる振興が重要であると考えている。

このため道としては、生産者と地域の加工・販売業者が手を結び、新たな商品やサービスを開発する「農商工連携」の取り組みを進めるとともに、大規模で専門的な担い手の所得が確保されるよう、本道の実態に即した施策の実現を積極的に国に提言し、新しい時代を拓く農業者が、将来に向かって夢と希望を持って取り組むことができるよう関係団体と一体となって全力を尽くしていく。

【指摘】

今、部長から「本道の実態に即した施策の実現を積極的に提言し、新しい時代を拓く農業者が、将来に向かって夢と希望を持って取り組むことができるよう、全力を尽くす」との、力強いご答弁をいただいた。

新年度は、「食料・農業・農村基本計画」、「水田・畑作経営所得安定対策」、「中山間地域等直接支払制度」など、制度の見直し時期にあり、本道農業においても大きな節目の年になると思う。

これらの見直しにあたっては、一律的な農業政策ではなく、多様な農業を認め、これからの担う若い農業者が、夢と希望を持って農業が進められるような改革が求められている。

北海道が、日本の食糧基地としての誇りと自覚を持って、国に対して意見提言をしっかりとやっていただくことを申し上げ、私の質問を終わる。